

# 令和8年4月1日 入会募集（二次受付）

令和8年4月1日入会の一次受付は、12月15日(月)をもって、終了しました。  
12月16日(火)以降も申請を受け付けますが、二次受付となります。

## 二次受付期間

令和7年12月16日(火) 8時30分から  
令和8年 2月 6日(金) 23時59分まで

※受付締切間際は、混みあって入力できない場合があります。  
時間に余裕を持って申請してください。

パソコンの方は、市ホームページからアクセスしてください。

【ホームページ URL <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/kosodate/0000019283.html>】

二次受付  
オンライン申請フォーム



※一次受付時点で希望する学童クラブがすでに定員に達した場合は、入会保留（待機）となる場合があります。

※4月1日入会は、二次受付終了後も3月6日（金）まで上記のオンライン申請フォームから受け付けます。二次受付後の申請は、受付次第、順次審査いたしますので、期限にかかわらず、お早めにご申請ください。

※3月7日（土）以降の申請は、4月16日以降の入会となります。オンライン申請での受付は終了しておりますので、紙の申請書での受付となります。

## オンライン申請の流れ

① 「令和8年度あきる野市学童クラブ入会申請のしおり」を読む

② 入会要件、承認期間、添付書類を確認し、書類を準備する  
※裏面「入会要件等の確認書類について」を参考に書類をそろえてください。

③ オンライン申請フォームにアクセス→必要事項を入力→必要書類の添付

※申請内容の入力には30分程度かかります。途中で入力内容が消えないように、

こまめに  入力内容を一時保存する を押してください。（各ページ最下部にボタンがあります。）

④ 内容を確認して送信

注意：送信したあとは、申請内容の訂正が出来ません。よく確認してから送信してください。

誤った内容で送信してしまった場合は、こども政策課児童館係へお問合せください。

※オンライン申請が難しい方は、こども政策課児童館係又は学童クラブへお問合せください。

問合せ あきる野市こども政策課児童館係 042-558-1250



## 令和8年度 あきる野市学童クラブ 入会申請のしおり



令和8年4月1日入会希望の  
学童クラブ入会申請は、  
オンラインで受付いたします。

申請はこちらの二次元コードから ▶

### オンライン申請フォーム

11/14 から公開

一次受付は  
終了しました

受付期間  
【厳守】

一次受付は終了しました  
令和7年12月15日(月)23時59分まで

※受付締切間際は、混みあって入力できない場合があります。時間に余裕を持って申請してください。

### 学童クラブとは

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に設置しています。

学童クラブについては、  
市のホームページでも紹介しています。

【ホームページURL】  
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/kosodate/0000019283.html>

市ホームページ



## 1 入会申請方法について

令和8年度に入会を希望される方は、市のホームページまたは表紙の二次元コードからオンライン申請フォームにアクセスし、申請をお願いいたします。

学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。現在入会しているお子様が令和8年4月以降学童クラブの利用を希望する場合も、新たに申請が必要です。

※定員を超えて入会申請があった場合は、低学年等の必要性の高い児童を優先します。

### 注意1

オンライン申請の実施に伴い、原則紙の申請書の配付は行いません。

オンライン申請が難しい方は、こども政策課児童館係又は学童クラブへお問合せください。

### 注意2

就労証明書は、10月10日（金）8時30分から市のホームページにてダウンロードできます。

### 注意3

オンライン申請にかかるデータ通信料は、申請者の負担となりますので、ご了承ください。

### 注意4

入会要件確認書類は、申請フォーム上にアップロードしていただきます。申請前にご準備をお願いいたします。

## オンライン申請の流れ

① 「令和8年度あきる野市学童クラブ入会申請のしおり」を読む

② 入会要件、承認期間、添付書類を確認し、書類を準備する  
※裏面「入会要件等の確認書類について」を参考に書類をそろえてください。

③ オンライン申請フォームにアクセス→必要事項を入力→必要書類の添付  
※申請内容の入力には30分程度かかります。途中で入力内容が消えないように、  
こまめに  入力内容を一時保存する を押してください。(各ページ最下部にボタンがあります。)

④ 内容を確認して送信

注意：送信したあとは、申請内容の訂正が出来ません。よく確認してから送信してください。  
誤った内容で送信してしまった場合は、こども政策課児童館係へお問合せください。

※オンライン申請に関して、不明点等ありましたら、市ホームページから「学童クラブ入会申請に関するQ&A」をご覧ください。

オンライン申請完了後、入力いただいたメールアドレスに送信完了メールが自動送信されます。「no-reply@logoform.jp」からメールが届きますので、受信出来るように設定してから申請してください。

## 2 入会要件（保護者等の状況）確認書類について

入会申請をするために、保護者が必要な要件、確認書類は以下の表のとおりです。  
また、祖父母等同居者については、確認書類の提出は任意となります。ただし、確認書類の提出がなく、申請した学童クラブの申請児童数が定員超過していた場合、入会選考基準点は低くなりますので、ご了承ください。

学童クラブを利用したい理由 (入会要件)	保護者1、2 (父、母等)	同居者 (兄弟姉妹、祖父母、曾祖父母、 おじおば、いとこ等)
仕事をしているため (就労)	就労証明書（概ね3ヶ月以内のもの）	
病気の治療をしているため (疾病)	診断書の写し（直近のもの）または、 お薬手帳の写し等（過去2～3ヶ月分のもの）	
学校に通うため (就学)	①在学証明書 ②時間割がわかる書類	小中学生等基本不要 提出の必要がある場合、 後日、連絡いたします
出産をする予定のため (出産)	母子健康手帳の写し (表紙と分娩予定のページ)	
親族等の介護・看護のため (介護・看護)	介護が必要な状況がわかるもの (診断書、介護保険証の写し等)	
仕事を探しているため (求職中)	提出不要	
いずれにもまらない (その他)	状況確認のため、 後日、連絡いたします	

※産前産後休暇・育児休暇を取得している方は、「仕事をしているため（就労）」を選択し、休暇取得期間が明記されている就労証明書を添付してください。

※確認書類の様式（就労証明書、介護スケジュール）が必要な方は、市のホームページ（るのキッズWeb）からダウンロードし、ご使用ください。ダウンロードが難しい場合は、学童クラブまたはこども政策課児童館係へお問合せください。

※兄弟姉妹が入会申請をする場合、就労証明書は同じものを使用することができます。

※入会決定後に入会要件や確認書類の内容に変更（「産休・育休が延長になった」「仕事を辞め、求職中になった」等）があった場合、再度確認書類の提出が必要になりますので、入会した学童クラブにお伝えください。

※申請内容や確認書類に不備、記入漏れがあった場合、メールまたは電話にて内容を確認させていただく場合があります。

### 3 入会要件ごとの入会承認期間

「2 入会要件（保護者等の状況）確認書類について」の入会要件により、学童クラブの入会期間が異なります。入会承認期間は以下の表のとおりです。

※保護者（父、母等）の入会要件により、入会承認期間が異なります。  
(同居者の要件によって入会期間は変更されません。)



学童クラブを利用したい理由 (入会要件)	入会承認期間
仕事をしているため (就労)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li></ul>
病気の治療をしているため (疾病)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li><li>入院、療養を要さなくなった日が属する月の末日まで</li></ul> <p><u>上記のうち、いずれか短い期間</u></p>
出産をする予定のため (出産)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li><li>出産予定月とその前後2か月の合計5か月間</li></ul> <p><u>上記のうち、いずれか短い期間</u></p>
親族等の介護・看護をするため (介護・看護)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li><li>入院、療養を要さなくなった日が属する月の末日まで</li></ul> <p><u>上記のうち、いずれか短い期間</u></p>
学校に通うため (就学)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li><li>卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで</li></ul> <p><u>上記のうち、いずれか短い期間</u></p>
仕事を探しているため (求職中)	<ul style="list-style-type: none"><li>入会の日から翌3月31日まで</li><li>入会日または退職日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで</li></ul> <p><u>上記のうち、いずれか短い期間</u></p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>必要と認める期間</li></ul>

## 4 学童クラブの育成について

### (1) 開館日（育成時間）

学校の開校日 (平日：月曜日～金曜日)	下校時から午後6時まで
土曜日・学校休業日 (夏・冬・春休み、学校行事の振替休業日)	午前8時から午後6時まで

※日曜日と祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休館日となります。

### (2) 延長育成時間

開館日の午後6時から午後7時まで、延長育成を実施します。

延長育成を利用する場合は、事前に学童クラブまたはこども政策課児童館係で、延長育成利用申請をしてください。（利用にあたり、延長育成料がかかります。）

利用単位	延長育成時間
① 月 单 位 【30分間】	午後6時から午後6時30分まで
② 月 单 位 【60分間】	午後6時から午後7時まで
③ 1 日 单 位 【30分間】	午後6時から午後6時30分まで 午後6時30分から午後7時まで
④ 1 日 单 位 【60分間】	午後6時から午後7時まで

#### 【ご注意ください】

- ・延長育成を利用する場合は、事前に申請が必要です。
- ・利用単位を変更する場合は、再度、申請が必要です。

例）「①月単位」を申請したが、利用日が不定期となるため、

利用単位を「③1日単位」に変更したい。←再度、申請が必要！

## 5 学童クラブに係る費用について

### (1) 育成料（1人当たり）

育成料（おやつ代を含む）	月額 5,400円
--------------	-----------

※在籍中は、利用がない月でも育成料がかかります。

※令和8年4月から育成料について改正します。（改正前 4,200円）

育成料の改正については、市のホームページをご覧ください。

ホームページには、以下の URL または右の二次元コードからアクセスできます。

【URL】<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/kosodate/0000019429.html>

二次元コード



## (2) 延長育成料（1人当たり）※延長育成利用者のみ

内 訳	摘 要	費 用
①月単位【30分間】	午後6時から午後6時30分まで	月額 1,000円
②月単位【60分間】	午後6時から午後7時まで	月額 2,000円
③1日単位【30分間】	午後6時から午後6時30分まで 午後6時30分から午後7時まで	日額 100円
④1日単位【60分間】	午後6時から午後7時まで	日額 200円

### 【ご注意ください】

- ①または②で利用申込された場合は、当月の利用の有無に関わらず費用がかかります。

## (3) 育成料等の納付について

育成料及び延長育成料の納付は、可能な限り納め忘れのない口座振替による納付にご協力をお願ひいたします。

口座振替依頼書は、別途入会承認通知書送付時に同封しますので届き次第、金融機関またはこども政策課児童館係へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合、こども政策課児童館係ではお申込みいただけません。

郵便局の窓口にてお申込みください。

※口座振替先の誤り防止のため、口座名義人と入会申請者は、同じ方になるように登録いただくことを推奨しています。育成料の口座振替払いをご希望の場合は、登録予定の口座名義人と申請者を同じになるように申請してください。

## (4) 育成料等の減免について

育成料の減免を受ける場合は、「あきる野市学童クラブ育成料等減免申請書」を提出していただく必要があります。減免対象及び減免後の育成料等は以下の表の通りです。詳しくは、入会承認通知書送付時に同封する書類をご確認ください。

	減免対象	減免後の育成料 (1人あたり)	減免後の 延長育成料
1	住民税非課税世帯	月額 2,700円	利用料の 1/2
2	ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付世帯	月額 2,700円	利用料の 1/2
3	同一世帯で2人以上の児童が入会している世帯※1	月額 2,700円	利用料の 1/2
4	生活保護世帯	月額0円（免除）	0円（免除）
5	食物アレルギー疾患による減額※2	月額 4,000円	減免対象外
6	上記5かつ1～3のいずれかに該当する児童	月額 2,000円	利用料の 1/2

※1 入会している児童のうち、最年少の児童以外が減額対象となります。（令和8年4月新たに規定）

※2 食物アレルギー疾患による減額とは、食物アレルギー疾患により学童クラブからおやつの提供を受けられない児童について、育成料のうち、おやつ代に相当する額を免除するものです。

## 6 入会説明会への出席のお願いについて

4月からの入会が決定した方を対象に説明会を開催いたします。

学童クラブのご利用に当たり、育成時間の流れや必要な書類の提出、準備していただきたい物などにつきまして、説明させていただきます。必ずご出席ください。

令和8年度入会説明会の開催日は、令和8年3月7日（土）を予定しています。

なお、詳細につきましては、入会承認通知書（令和8年2月中旬頃発送予定）に同封いたします。

## 7 入会申請にあたっての確認事項

お子様が安全に学童クラブでの生活を送れるよう、現在通園している（していた）保育園・幼稚園等へお子様の日頃の生活の様子を確認させていただく場合や、入会前に面談を実施させていただく場合がございます。

## 8 学童クラブの所在地等

隣接している 小学校	学童クラブ	学童クラブの所在地	問合せ先	定員
東秋留小学校	若竹学童クラブ	野辺1123	558-6231	140
西秋留小学校	若葉学童クラブ	上代継303-5	559-3967	110
南秋留小学校	南秋留学童クラブ	雨間801-2	559-4646	90
屋城小学校	屋城学童クラブ	二宮東1-13-1	558-5288	60
一の谷小学校	一の谷学童クラブ	引田928	558-0266	65
草花小学校	草花学童クラブ	草花3130	558-3112	200
前田小学校	前田学童クラブ	野辺126-4	558-7331	90
多西小学校	多西学童クラブ	草花2572	558-6230	120
五日市小学校	五日市学童クラブ	五日市315 五日市414-5	596-6753	145
増戸小学校	増戸学童クラブ	伊奈1157-5 伊奈1173	596-6999	155
	秋留台学童クラブ	二宮350	558-1250 (こども政策課児童館係)	25

○若竹学童クラブと増戸学童クラブは、民間事業者に運営を委託しております。

○問合せ時間について

秋留台学童クラブ以外…午前9時から午後5時30分まで（月曜日から土曜日 祝日は除く）

秋留台学童クラブ………午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日から金曜日 祝日は除く）

問合せ あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係 電話 042-558-1250

## 入会申請の前に確認書類をご用意ください！

《入会要件（保護者等の状況）確認書類》

- 就労証明書（父・母、同居している祖父母等）
- 診断書の写し、お薬手帳の写し等
- 在学証明書・学校の時間割がわかる書類
- 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定のページ）
- 介護が必要な状況がわかるもの、介護スケジュール等

※確認書類の様式は、ホームページからダウンロードできます。

※最後に漏れがないことを確認してください。



©あきる野市